

第2回「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」 医療費助成は「義務的経費に転換」で一致

2012/11/05

小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（委員長：五十嵐隆・独立行政法人国立成育医療研究センター総長）は11月5日、主に医療費助成（小児慢性特定疾患治療研究事業：小慢）の在り方について議論を行った。

同委員会は、厚生科学審議会疾病対策部会の難病対策委員会が本年8月16日に「今後の難病対策の在り方（中間報告）」を取りまとめたことを受け、慢性の特定疾患を有する児童への支援の在り方を検討するため社会保障審議会児童部会に設置されたもの。医療関係者や患者団体の代表など14名の委員から構成され、9月24日に初会合が開催されている。

事務局は、医療費助成の在り方について、他の公費負担医療制度も踏まえながら、①将来も安定的に運営できる制度としての在り方をどう考えるか、②「研究に資する医療の給付」という現在の位置付けについて今後は患者家庭の医療費負担軽減という福祉的な面も併せてどう位置付けていくべきか——という2つの論点を提示。小慢と特定疾患治療研究事業（成人）の2つの経費が「裁量的経費」（国や地方公共団体の歳出のうち、柔軟に縮減できる裁量性の高い性質の経費）であることに対し、他の医療費助成制度（自立支援医療、療育の給付、養育医療）の経費は「義務的経費」（国や地方公共団体が支出を義務付けられている経費）である現状を説明した。その点について委員からは、小慢の目的（対象児童の健全な育成）や論点①の「制度の安定的運営化」などにに基づき、「裁量的経費」から「義務的経費」に変更して予算をきちんと確保すべき、といった意見が多く挙がり、その方向で意見の一致をみた。

■ 対象疾患選定は第三者委員会で

医療費助成の対象については、①対象疾患やその状態の程度で対象者を選定する現在の仕組み（11疾患群514疾患が大臣告示されている仕組み）についてどう考えるか、②新たな対象疾患等の選定と見直しにおける公平な仕組みの在り方をどう考えるか——という2つの論点が示された。委員からは、医療関係者や法律の専門家、患者団体などからなる第三者委員会のような合議体を設け、議論を公開して透明化を図り、公平に選定や見直しを行っていくことの重要性を指摘する声が多く挙がり、その方向での意見でまとまった。

その他、給付水準について論点が提示され議論がなされるとともに、難病対策委員会における検討状況の報告等が行われた。

全般的な質疑応答としては、「法改正も念頭に置き小児慢性特定疾患治療研究事業という名称を変更すべき」という意見が出された一方で、「現在の制度における利点もあり、その原則は大きく変えないほうが良い」という慎重な意見も挙がった。また、患者団体の委員からは、患者団体からのヒアリング実施の要望や、「児童の健全育成という観点から文部科学省にも関与してほしい」といった要望が出され、事務局からは「それらの実施は難しい面もあるが、検討したい」との回答があった。

次回以降、引き続き議論を進める。次回開催の日時は未定。